2　健康安全管理状況監査

職員の保健及び安全保持が法律、規則等に適合して行われることを確保することを目的に、その実施状況について監査を行うとともに、不当事項等を発見したときには、その是正の確保を図るため、必要な指導を行う健康安全管理状況監査を毎年実施している。

令和７年度は、有害物質を取り扱う業務、設備等を多く保有する機関のほか、適切な健康管理が必要となる繁忙業務の多い本府省に留意しつつ、58機関を対象として実施した。

監査の結果、重大な健康障害や災害に直結するような違反等は認められなかったものの、一部に法規の理解不足等に起因する誤りが認められたので、その是正の確保を図るため、必要な指導を行った。

3　災害補償実施状況監査

職員の公務上の災害又は通勤による災害の認定並びにこれらの災害に係る補償及び福祉事業が法律、規則等に適合して行われることを確保することを目的に、その実施状況について監査を行うとともに、不当事項等を発見したときには、その是正の確保を図るため、必要な指導を行う災害補償実施状況監査を毎年実施している。

令和７年度は、令和５年４月１日以降に行われた公務上の災害又は通勤による災害の認定並びにこれらの災害に係る補償及び福祉事業の実施状況を中心に、20機関を対象として実施した。

監査の結果、全体的にはおおむね良好に処理されていると認められたものの、一部に法規の理解不足等に起因する誤りが認められたので、その是正の確保を図るため、必要な指導を行った。

第８節　服務及び懲戒

国公法第96条第１項は、服務の根本基準として、「すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定している。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、職務上知り得た秘密を守る義務、争議行為及び信用失墜行為の禁止、政治的行為の制限、私企業からの隔離などの職員に対する服務上の制限を課している。また、服務規律保持のために、非違行為に対する懲戒制度が設けられている。

これを受けて、任命権者においては、職員に服務義務違反が生じた場合に、速やかにその事実関係を十分把握した上で懲戒処分を行うなど厳正に対処することが求められる。また、人事院においても各府省等に対し、従来より種々の機会を通じて、服務規律の保持と再発防止策の実施について徹底を図っている。

1　服務

職員の服務に関する事項のうち、政治的行為の制限、私企業からの隔離等については人事院が直接所掌している。これらの事項については、制度の周知徹底や適正な運用の確保を図るため、令和７年度においても、各府省等に対し、日常の具体的事例に関する照会回答等の機会を通じて、適切な処理についての指導を行った。

また、服務・懲戒制度全般の趣旨を徹底させるため、令和７年度においては、本府省、地方支分部局等の人事担当者を対象に服務・懲戒制度の説明会を実施したほか、音声解説付きの制度説明資料の提供を通じて、制度の周知徹底を図った。加えて、職員に全体の奉仕者としての自覚を促し、服務・懲戒制度について理解を深めてもらうため、新規採用職員等を対象とするｅラーニングシステムを活用した服務・懲戒制度研修を令和７年４月期、７月期、10月期及び令和８年１月期の４期において実施した。

2　懲戒

⑴　懲戒制度の概要、懲戒処分に関する指導等

各府省等の任命権者は、職員が、①国公法若しくは倫理法又はこれらの法律に基づく命令に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれかに該当するときは、当該職員に対し、懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができることとされている（国公法第82条第１項）。その具体的手続は、国公法及び規則12－０（職員の懲戒）に定められている。

人事院は、毎年の懲戒処分の状況を公表するとともに、各府省等に対し、担当者会議等の機会を通じて、懲戒制度の厳正な運用について徹底を図っている。

⑵　懲戒処分の状況

令和７年の懲戒処分の状況については、令和８年３月13日に「令和７年における懲戒処分の状況について」として人事院ホームページに公表した。

https://www.jinji.go.jp/kouho_houdo/kisya/2603/choukaiR7.html

令和７年中において、懲戒処分を行った事例としては、国家公務員倫理規程違反事案を除くと、以下のようなものがあった。

●　秘密漏えい事案

交際相手に対し、職務上入手した情報等を記載した紙面を手渡すなど、職務上知ることのできた秘密を漏らしたとして法務省の職員１名に対して免職処分が行われた。なお、このほか、監督責任として、職員２名に厳重注意の監督上の措置が行われた。

●　パワー・ハラスメント事案

部下職員に対して、威圧的な発言や机を叩きながら叱責するなど、業務上必要かつ相当な範囲を超えるパワー・ハラスメントに該当する言動を繰り返し行い、複数の部下職員に精神的な苦痛を与え、職場環境を著しく悪化させたとして、国税庁の地方支分部局の局長１名に対して減給処分が行われた。

各任命権者は、懲戒処分が行われるべき事件が刑事裁判所に係属している間においても、人事院の承認を経て、適宜、懲戒処分を行うことができることとされている（職員が、公判廷における供述等により、懲戒処分の対象とする事実で公訴事実に該当するものがあることを認めている場合には、人事院の承認があったものとして取り扱うことができる。）。令和７年においても、この手続により懲戒処分が行われた事案があった。

3　兼業

⑴　営利企業の役員等との兼業

国公法第103条並びに規則14―17（研究職員の技術移転事業者の役員等との兼業）、規則14―18（研究職員の研究成果活用企業の役員等との兼業）及び規則14―19（研究職員の株式会社の監査役との兼業）により、研究職員は、所轄庁の長等の承認があった場合は、営利企業の役員等の職を兼ねることができるとされているが、令和７年において所轄庁の長等が新たに承認をしたという人事院への報告はなかった。

⑵　自営に係る兼業

国公法第103条及び規則14―８（営利企業の役員等との兼業）により、職員は、所轄庁の長等の承認があった場合は、自ら営利企業を営むことができるとされている。

所轄庁の長等が自営に係る兼業を承認したとして、各府省等から人事院に報告のあった件数の合計は、令和７年は292件であった。兼業の主な内容は、不動産の賃貸、太陽光電気の販売などとなっている。

⑶　株式所有による経営参加の報告

国公法第103条及び規則14―21（株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等）により、職員は、株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある場合は、所轄庁の長等を経由して人事院に報告し、人事院が職務遂行上適当でないと認める場合は、その旨を当該職員に通知することとされている。ただし、規則14―21に明示された基準を満たす報告については、所轄庁の長限りで受領し、その旨を当該職員に通知する対応を可能としている。令和７年においては、職員１人から株式所有に係る報告があったが、規則14―21に明示された基準を満たすものとして、所轄庁の長等限りで受領された。